

令和2年度 福祉・介護の職場体験事業

事業の目的

学生や一般県民を対象に、福祉・介護の仕事への関心を高め、就職や転職の動機付けの機会を増やすことを目的として、職場体験を実施する施設・事業所に対し補助を行う。

職場体験対象者

助成対象人数 180人

- (1)学生(中学生、高校、専門学校、大学等)
- (2)一般県民(福祉・介護の仕事に関心のある方、就職希望者等、福祉・介護の経験を問わずどなたでも対象)

対象となる施設・事業所

介護保険法に規定する介護保険施設(介護予防)、居宅サービス事業所(介護予防)、地域密着型サービス事業所、老人福祉法に規定する老人福祉施設で介護職員の配置が義務付けられている施設・事業所。ただし、公的機関を除く。

お問合せ先

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会 人材研修課
〒960-8141 福島市渡利字七社宮111(福島県総合社会福祉センター内)
TEL:024-521-5662 FAX:024-521-5663
Mail :jinzai@fukushimakenshakyo.or.jp

■職場体験の実施内容等

(1)実施会場

申請に基づき、施設・事業所において実施します。

(2)体験期間等

①施設・事業所が計画、もしくは本人が希望する日程

※日程は体験者と施設・事業所との双方の合意により、変更することも可能。

②1日の体験時間は、原則9時～16時までの時間内で、2時間以上とします。

(3)体験内容(プログラム)

体験内容は、体験者の希望を考慮し、福祉・介護の仕事のやりがいや魅力ある職場を理解していただけるよう以下内容をふまえたものとしてください。

①施設・事業所の概要

②施設・事業所の見学

③職員との交流(現場で働く職員の話、質疑応答等)

④利用者との交流(話し相手、レクリエーション、行事への参加等)

⑤日常業務の体験(配膳・下膳、洗濯物の整理、清掃等)

※①～③は、必ずプログラムに盛り込みます。④～⑤は、利用者の身体、障がいの程度を考慮し、各施設・事業所で対応可能な範囲で実施してください。

(4)参加費について

体験者の参加費については無料とします。

(5)募集方法について

体験者の参加募集は、申請する法人もしくは施設・事業所で行ってください。

(6)アンケートの記入

体験終了後、体験者に対しアンケート(様式5)を実施してください。

■経費の補助

補助額:1人1日あたり 5,000円

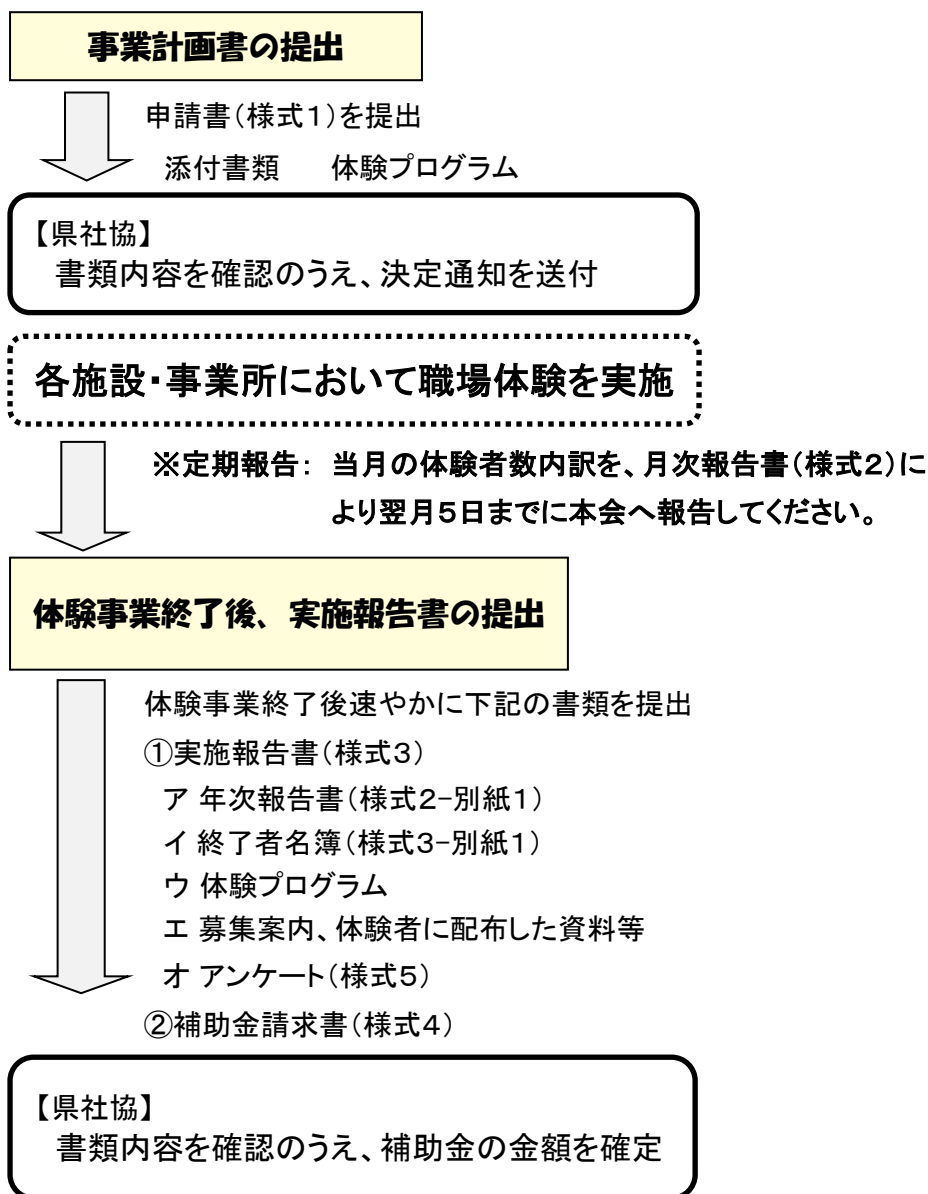
(1)上記「■職場体験の実施内容等(3)」に基づくプログラムを終了した体験者

(2)同一人物が当該年度に複数日参加の場合は、15,000円(3日分)を上限とします。

補助上限:1法人あたり 150,000円

同一法人内の事業所で市町村をまたぐ複数箇所を実施する場合に限り、事業所ごとに申請することができます。なお、総額予算に対する執行状況によっては補助上限額の限りではありません。

補助金の申請から支給までの流れ



【留意事項】 必ずご確認ください！

- (1)施設・事業所は新型コロナウイルスをはじめとする感染症の感染防止のため、体験者への事前指導等の対策に努めてください。
- (2)万一の事故に備え、施設・事業所の責任において体験者に対する保険等に加入してください。
- (3)「教員免許状取得希望者に対する介護等体験」に係る学生及び福祉養成校や各種資格(介護職員初任者研修等)取得のための実習生の受け入れ、中学校、高等学校等の教育機関が実施する職場体験事業、その他の助成金、補助金を受け実施する事業の参加者については本事業の対象にはなりません。

Q&A

Q1	体験に参加できる人は、どのような人ですか？
A1	福祉・介護の仕事に興味・関心のある方であれば、学生（中学生、高校生、大学生等）、一般県民の方、どなたでも参加できます。「社会勉強」や「就職活動」の一環として、また、「有資格者の復職の機会」として、「他産業からの転職希望者」、「求職中の方」に対しては、福祉・介護の仕事へのイメージのギャップの解消を図り就労につなげる機会として本事業をご活用ください。
Q2	体験プログラムはどのように作成すればいいですか？
A2	体験プログラムは、福祉・介護の仕事のやりがいや魅力を理解していただける内容とし、P2に記載の「職場体験の実施内容等」をふまえた内容が助成の対象となります。 また、体験プログラムのサンプル(参考例示)をホームページにUPしていますので、プログラム作成の際に、ご活用ください。 ☆福祉人材センター HPアドレス→ https://f-fjc.com/
Q3	体験期間は何日間ですか？
A3	本事業は、学生や一般の方など幅広い年齢層が対象となっています。体験期間は、所定のプログラムをふまえた内容であれば、1日間でも複数日でも対象となります。 複数日を企画する場合は、体験者の希望はもちろんですが、年齢や就労経験、体力等を考慮し、体験者に負担のないプログラムを作成するよう配慮してください。 ただし、同一人物が当該年度に複数日参加の場合は、15,000円(3日分)が上限となります。
Q4	体験者の希望をふまえ、随時職場体験を実施する方法と、施設が体験期間を定めてその都度、体験者を募集して実施する方法のどちらでも対象になりますか？
A4	いずれの実施方法でも対象となります。事業計画書に体験の実施方法、参加者予定人数を具体的に記載してください。
Q5	ボランティアは対象になりますか？
A5	本事業は、施設等における日常的、あるいは行事のお手伝い等のボランティア活動を支援することが目的ではありません。福祉・介護の仕事への就労を目指す方に、その魅力ややりがいを実感してもらうことが目的であることをご理解ください。
Q6	中学校で実施している職場体験事業の生徒は対象になりますか？
A6	中学校、高等学校等の教育機関が実施する職場体験事業の学生は、本事業での対象にはなりませんのでご注意ください。